

# 業 務 説 明 書

- 業 務 名：令和4年度 奈良県大規模広域防災拠点建築基本計画作成業務
- 業務番号：第1-委-1号
- 業務場所：奈良県五條市ほか
- 履行期間：契約日～令和5年3月24日

## 1. 業務の目的

奈良県は、平成23年の「紀伊半島大水害」での経験や、近年全国各地で相次ぐ大規模な自然災害発生状況、さらには今後発生が予想される「南海トラフ地震」や「奈良盆地東縁断層帯地震」、風水害などの大規模災害発生に備える観点から、大規模広域防災拠点の整備について検討を進めてきた。

一方、東日本大震災発生時の対応においては、大規模災害時は陸上からの支援ばかりではなく、固定翼機を含む航空機による支援が大量かつ迅速な人員・物資搬送に有効であり、2,000m滑走路を有する山形空港が被災地の救援や支援に大きな役割を果たしたことが明らかになっている。

以上のことから、大規模広域防災拠点の整備に当たっては、固定翼機の持つ機動性、輸送力などを重要視し、大型輸送機の離着陸が可能となる2,000m級滑走路を有する施設として検討を行うこととし、令和3年6月には大規模広域防災拠点の在り方や導入すべき機能、施設規模や配置計画、平常時も含めた活用方法などについて、県の基本的な考え方をとりまとめた「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画」を策定したところ。

本業務は、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画<sup>※1</sup>」を基に、懇談会による有識者の意見交換を経て、「奈良県大規模広域防災拠点建築基本計画」を作成する。また、懇談会に用いる協議資料等の作成を行う。

※1『奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画』（令和3年6月策定）

<https://www.pref.nara.jp/item/250542.htm>

## 2. 業務の概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 業務の名称  | 令和4年度<br>奈良県大規模広域防災拠点建築基本計画作成業務        |
| (2) 業務番号   | 第1-委-1号                                |
| (3) 業務対象区域 | 奈良県五條市ほか                               |
| (4) 業務の内容  | 1) 計画準備<br>2) 建築基本計画の策定<br>3) 協議資料等の作成 |

- (5) 履行期間 契約日～令和5年3月24日  
(6) 業務量の目安 17,930千円(税込み)を限度とする。

### 3. 業務の内容

#### 3-1. 計画準備

##### (1) 業務計画の作成

業務の目的、過年度の検討内容、その他関連事項を把握した上で、業務実施の方針及びスケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成する。

##### (2) 現況把握と整理

整備予定地の現況(地形、地質、周辺施設及び交通状況等)を把握するとともに、建築基本計画に関連する許認可・法規制等を整理する。

#### 3-2. 建築基本計画の策定

##### (1) 建築基本計画方針の検討

###### 1) 与条件の整理・検討

奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画及び既存の検討成果を踏まえ、建築基本計画の前提となる与条件の整理を行い、各施設の整備の考え方をまとめるものとする。なお、本業務では将来的な第Ⅲ期整備を見据えた第Ⅱ期整備における建築物(以下の5施設)を中心に検討を行うものとする。

① 災害対応力強化施設(指令本部施設を含む)

② 防災航空隊基地

(ドクヘリの待機場所及びSCUスペースの確保を含む)

③ 警察航空隊基地

④ 備蓄倉庫

⑤ 防災啓発施設

###### 2) 供給処理施設の整備方針の検討

電気・給水・下水・雨水等の規模、容量と接続位置等を設定する。

###### 3) 外構整備方針の検討

外構整備方針を設定する。

##### (2) 建築基本計画の策定

上記(1)建築基本計画方針の結果を踏まえ、建築基本計画として下記を検討する。検討にあたっては、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画」に基づいた内容とする。

- 1) 計画フレーム  
施設に必要な諸機能の規模とその考え方を整理する。
- 2) 施設配置計画  
施設配置の考え方及び空間配置の方針、複数案の配棟計画を検討する。
- 3) 諸室整備計画  
各施設の諸室について、必要規模・機能、仕様、設備に関する条件を整理し、検討する。
- 4) 動線計画  
施設内における訓練時の動線、敷地内の人及び車両動線、敷地周辺からの敷地への動線について、各動線計画を検討する。
- 5) 環境配慮計画方針  
環境配慮に関し、整備する施設における各種手法の導入可能性について、方針を検討する。
- 6) 構造計画方針  
必要な施設規模や機能を考慮したうえで、適切な構造計画方針を検討する。
- 7) 設備計画方針  
各施設や屋外施設に必要な施設・工作物に関して、必要となる電気設備・機械設備を整理し、導入可能性についての比較や検討方針を策定する。
- 8) 計画図の作成  
配棟計画や各施設の計画を反映した計画図を作成する。
- 9) イメージパースの作成  
奈良県大規模広域防災拠点の施設全体の鳥瞰パース及び主要施設の外観パースを各3枚程度作成する。
- 10) 概算工事費の算出  
各施設の整備に関する概算工事費及び敷地全体の外構に関する概算工事費を算出する。
- 11) 整備工程表の作成  
各施設の整備工程表及び事業全体の整備工程表を作成する。

### 3-3. 協議資料等の作成

発注者は、建築基本計画の策定にあたり有識者懇談会（5名程度）の運営を行う。開催回数は3回（以下の【懇談会スケジュール（予定）】参照）を想定している。このため、3-2の結果を踏まえ、発

注者との協議を経て、懇談会の会議資料作成を行う。また、懇談会の議事録作成を行う。

#### 【懇談会スケジュール（予定）】

（令和4年度）

8月 建築基本計画方針について

10月 建築基本計画（素案）について

1月 建築基本計画（案）について

#### 4. 打合せ協議

本業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ3回（各懇談会開催前）、成果品納入時の計5回行うものとする。なお、打合せには管理技術者が立ち会うものとする。

また、業務中に発生する簡易な質疑応答等は打合せ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響するような質疑応答・指示等があった場合については、議事録を作成し提出するものとする。

#### 5. 成果品

本業務は、電子納品対象業務とする。

成果品は、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領」（以下「要領」という）に基づいて作成した電子成果品を提出するとともに、報告書等を納品する。

成果品として報告書を提出する際には、次のとおりとし、完成時に調査職員の承諾を受けること。

（1）報告書：2部（正、副：キングファイル）

再生紙、A4版（図面がある場合は、A3折り込み）

（2）報告書概要版（報告書を要約したもの）：2部

再生紙、A3ホッチキス止め

（3）報告書の電子データ（PDF/Word）：2部（CD-R）

（4）その他発注者が指示するもの

#### 6. 参考資料の貸与について

受注者に対して、貸与する資料（CD-R）は下記の通りとする。調査職員が貸与する資料は下記を標準とするが、その他、業務の遂行上必要となる資料については、調査職員と協議の上別途貸与するものとする。

（1）技術提案書の作成にあたり、下記の（3）貸与資料のうち①～⑮を貸与する。技術提案書の作成以外に使用してはならない。

(2) 業務実施にあたり、下記の(3)貸与資料①～⑮を貸与する。

(3) 貸与資料

- ① 奈良県広域防災拠点整備基本構想調査報告書
- ② 奈良県広域防災拠点整備基本構想(第1期)策定業務委託報告書
- ③ 奈良県広域防災拠点整備基本構想(第2期)策定業務報告書
- ④ 奈良県広域防災拠点整備準備業務委託報告書
- ⑤ 五條地域防災資料の収集整理業務委託報告書
- ⑥ 五條地域防災拠点ヘリポートの調査業務委託報告書
- ⑦ 五條地域防災拠点等候補地の調査業務委託報告書
- ⑧ 五條地域防災拠点等候補地の活用関連調査業務委託報告書
- ⑨ 奈良県広域防災拠点整備及び陸上自衛隊誘致推進業務報告書
- ⑩ 奈良県大規模広域防災拠点計画準備業務報告書
- ⑪ 奈良県大規模広域防災拠点 測量委託業務報告書
- ⑫ 奈良県大規模広域防災拠点 整備構想検討業務報告書
- ⑬ 令和2年度 奈良県大規模広域防災拠点 運用方針検討業務報告書
- ⑭ 令和2年度 奈良県大規模広域防災拠点 施設等検討業務委託報告書
- ⑮ 大規模広域防災拠点整備における与条件一覧

7. 資格要件

本業務を行うにあたり、管理技術者のほか、照査技術者を1名、担当技術者は3名までを配置すること。ただし、各技術者の兼任は不可とする。

管理技術者は、次に掲げる①の資格を有すること。照査技術者には、次に掲げる①～⑤のいずれかの資格を有すること。

- ① 一級建築士
- ② 技術士(総合技術管理部門-「建設」)
- ③ 技術士(建設部門)
- ④ 建設コンサルタント登録規定第3条第1号ロに該当するもの
- ⑤ シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)

なお、②及び③にあつては「都市及び地方計画」を、④及び⑤にあつては「都市計画及び地方計画」の資格を有すること。

8. その他

(1) 本業務の履行にあつては、本業務説明書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書(平成22年4月奈良県土木部)」(以下「共通仕様書」という。)によるものとする。

(2) 作業の内容及び規模等が設計変更の対象となる可能性が生じた場合には、事前に調査職員と協議するものとする。

- (3) その他本業務の履行に際し、疑義が生じた場合には、調査職員と協議し、その指示に従わなければならない。
- (4) 業務遂行の過程で得られた図表等の著作権、一切の知的所有権は発注者の属するものとする。
- (5) 履行期間後においても、成果品について誤りや不備があった場合は、受注者は速やかに対応し、修正を行うものとする。